

那覇市水道事業に関する水道使用者意見の募集の実施結果について

この度、那覇市水道事業について、水道使用者の皆さまからのご意見を広く募集したところ、以下のご意見をいただきましたので、本市の考え方とともに公表します。

ご意見につきましては、今後の水道事業を運営していく中で参考とさせていただきます。

貴重なご意見を寄せていただき、心より感謝申し上げます。

1.募集期間:令和6年9月18日～令和6年10月18日

2.意見提出件数:2件(提出者数2名)

3.意見の概要及び本市の考え方:以下のとおり

No.	ご意見	本市の考え方
1	水道料金改定で従量制料金への上乗せには反対です。改定計画も期間が短く早急すぎると思います。将来的な水道管の補修、交換が必要であることは皆理解していると思います。 ならば、送水管維持費等として別枠で、世帯割で一律定額の徴収とするか、あるいは、税金として徴収した方がわかりやすいと思います。 定額制で半永久的に徴収することで中長期的な送水管交換、維持補修の計画立案もしやすいのではないのでしょうか。 従量制料金の増額だと、一番負担感が増すのは子育て世代かと思います。子育て世代は必然的に水使用が増えてしまい、負担が増します。物価上昇もともない、将来の子作りに消極的になってしまうかもしれません。 人口減少、少子化対策から見るとマイナスの要素になるのはいかがなものかと思います。 水道管はなくてはならないライフラインで、県民の資産です。 水使用量に関係なく、県民が等しく、定額負担すべきかと思います。 水道は県の事業ではありますが、那覇市におかれては将来的に検討いただければと存じます。	本市水道料金改定の必要性についてご理解いただきありがとうございます。 頂いたご意見について、本市の考え方をご説明いたします。 【子育て世代の負担感が増す従量料金への上乗せには反対。】 本市の水道料金は、使用水量の有無に関わらず発生する「基本料金」と、使用水量に応じて発生する「従量料金」の合計を料金として請求しております。今回の改定は県水道料金値上げによる水道水購入費用の増加が要因であり、これは使用水量に応じて増加する費用なので、基本料金は変更せず従量料金部分の改定としてご負担をお願いしたいと考えております。 【改定計画の期間が短く早急すぎる。】 今回は、県の水道料金改定による費用増に対応するための本市水道料金改定となっておりますが、県水道料金が令和6年10月から直上げされたのに対し、本市水道料金は令和7年6月分(令和7年8月請求分※)からの改定とし、その8か月間の水道料金を改定せずに水道使用者への負担軽減を図るとともに、本市水道料金改定について水道使用者にお知らせする周知の期間としております。(※令和7年6月分の水道料金等は令和7年8月に請求いたします) 県水道料金改定に合せた本市水道料金改定となり「改定計画も期間が短く早急」との意見もごさいますが、前述のとおり水道使用者への配慮も考慮した本市水道料金改定スケジュールであることをご理解ください。 【税金として徴収した方がわかりやすい。】 水道事業は地方公営企業法により「独立採算制」と「受益者負担」で運営することが定められており、水道に係る費用については水道料金で賄うこと、またその負担は水道使用によって受益を受ける者が負担することが定められております。つまり原則として水道事業は税金によらず、水道使用者が支払う水道料金収入によって運営することとなっております。 水道事業の運営に係る費用は水道料金で賄うものであることをご理解ください。 【水道管はなくてはならないライフラインであり、公の資産なので等しく、定額負担すべきかと思う。】 那覇市の水道料金は、使用水量が多くなるほど料金が段階的に高くなる仕組みとなっており、これは生活用水の低廉化による少水量使用者への配慮や大切な水資源の需要を抑制する節水効果などを考慮した制度であることをご理解ください。

2	日頃より那覇市水産業の発展については、ご理解とご支援を賜り感謝申し上げます。 さて、「那覇市水道事業」に対する意見を述べさせていただきます。 ご承知の通り、水産業を営む上で水の利用は多大で、水が無ければ水産物の仕込みや販売等が困難になることは当然のことです。 その水単価が引き上げられることについては、漁業者や仲買人及び鮮魚店経営者に大きな負担となることは明らかであり憂慮すべきことであります。 近年、様々な物品の高騰が続いている中で、さらに水道料金の値上げは私どもの事業(約 33%増額改訂の場合: 当組合年間水道料金約 360 万円増額/基準:R6 年 8 月水道料金)をはじめ多くの関係者の経営意欲の低下にもつながりかねません。 一方で、那覇市水道料金の値上げ改訂を行わない場合、水道供給に支障が生じることになると、那覇市水道事業への悪影響がもたらされ、市民生活や事業継続が困難になることについては避けなければならないことは理解できます。 以上のことから、広報などによる市民及び事業者等への十分な説明を行うと同時に、現行料金の維持期間を少しでも延長する、経営状況から増額幅を抑えるなどの企業努力をお願い申し上げます。 よって、当組合は、市民生活および双方の事業運営への影響が最小限となる様、重ねてお願いをして、那覇市水道料金の改定を認めざるを得ないものと考えております。	本市水道料金改定の必要性についてご理解いただき、ありがとうございます。 頂いたご意見について、本市の考え方をご説明いたします。 【広報などによる市民及び事業者等への十分な説明を行ってみたい。】 本市料金改定についての周知につきましては、これまで本市上下水道局広報誌「なはの水」において本市水道料金改定の必要性などについての記事を掲載するなどの広報を行っております。また、今回の「市民意見募集」自体も市民や事業者など水道使用者の皆様への周知の意味も含めたものとなっております。各自治会へのチラシ配布、広報誌、ホームページ、SNSをはじめ様々なツールを活用し、改定へのご理解と周知に継続して取り組んでまいります。 【現行料金の維持期間を少しでも延長する、増額幅を抑えるなどの企業努力をしてもらいたい。】 本市といたしましても使用者への影響を考慮し、県水道料金が令和 6 年 10 月から値上げされるのに対し、本市水道料金は令和 7 年 6 月分からの改定として 8 か月間の料金据え置きとし、また増額幅につきましてもできる限り抑えた設定として水道使用者の負担軽減を図る料金改定(案)としております。
---	--	---